



2022年5月13日

各 位

会社名 株式会社 ヨータイ
代表者名 取締役社長 田口 三男
(コード番号 5357 東証プライム市場)
問合せ先 取締役本社業務部長 竹林 真一郎
電話番号 (TEL : 072-430-2100)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2022年6月23日開催の第124回定時株主総会に付議することを決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

(1) 電子提供措置等

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)の附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨の規定および書面交付請求をした株主の皆様へに交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を新設し、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

(2) 取締役会の決議の省略

定款に定めることにより、取締役会において、より機動的な意思決定をしていくことを目的に、決議事項について取締役会を開催せずに決議があったものとみなすことができるよう、取締役会の決議の省略に関する規定を新設するものであります。

(3) 剰余金の配当等

剰余金の配当等について、引き続き、取締役会で決定することに加えて、株主の皆さまからのご提案がある場合には株主総会で決定できるよう定款の変更を行うものであります。

当社は、現行の定款第40条第1項において、「会社法第459条第1項の規定に基づき、取締役会の決議をもって剰余金の配当等を行うことができる。」旨を定めるとともに、同条第3項において「当社は、会社法第459条第1項各号に掲げる事項を株主総会の議決によっては定めない。」旨を定め、取締役会決議によって剰余金の配当等を行っております。

これまで、当社は、資本政策については社会と調和し持続的に企業価値の向上を図るという観点から、当社を取り巻く経営環境の変化や事業特性等を勘案したうえで決定されるべきであるため、当社の剰余金の配当等の決定につきましては、経営判断事項として、取締役会において判断することとしてまいりました。

もつとも、近時、企業の持続的な成長と中長期的な企業価値向上を図るためにコーポレート・ガバナンスを向上させる取組みが求められている中、当社が2022年4月4日をもって「プライム市場」に移行したこと等を踏まえ取締役会において議論した結果、株主価値向上を目的として、会社法第460条第1項の規定による定款の定めを削除するものであります。

(4) その他

上記の新設・削除に伴い、必要な条数の繰り下げ等を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は以下のとおりです。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
(新設)	<p><u>(電子提供措置等)</u></p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、<u>電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p>2 当社は、<u>電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p>
第15条～第26条 (条文省略)	第16条～第27条 (現行どおり)
(新設)	<p><u>(取締役会の決議の省略)</u></p> <p>第28条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の決議があったものとみなす。ただし、<u>監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u></p>
第27条～第39条 (条文省略)	第29条～第41条 (現行どおり)
<p>(剰余金の配当等)</p> <p>第40条 当社は、取締役会の決議によって、会社法第459条第1項各号に掲げる事項を定めることができる。</p> <p>2 当社は、毎年3月31日または9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当(以下「配当金」と言う。)を行う。</p> <p>3 <u>当社は、会社法第459条第1項各号に掲げる事項を株主総会の議決によっては定めない。</u></p>	<p>(剰余金の配当等)</p> <p>第42条 当社は、取締役会の決議によって、会社法第459条第1項各号に掲げる事項を定めることができる。</p> <p>2 当社は、毎年3月31日または9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当(以下「配当金」と言う。)を行う。</p> <p>(削除)</p>
第41条 (条文省略)	第43条 (現行どおり)

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
(新設)	<u>(附則)</u> <u>定款第 15 条の新設は、会社法の一部を改正する法律</u> <u>(令和元年法律第 70 号) 附則第 1 条ただし書きに規定</u> <u>する改正規定の施行の日 (以下「施行日」という) から</u> <u>効力を生ずるものとする。本附則は、施行日から 6 か月</u> <u>を経過した日または前項の株主総会の日から 3 か月を経</u> <u>過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u>

3. 日程 (予定)

定款変更のための株主総会開催日	2022 年 6 月 23 日
定款変更の効力発生日 (定款第 15 条を除く)	2022 年 6 月 23 日
定款変更の効力発生日 (定款第 15 条)	2022 年 9 月 1 日

以 上